

一次下請業者に対する社会保険等未加入業者対策の拡大について

平成29年3月31日

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、平成29年4月1日以降に公告等を行う県発注工事において、元請業者が社会保険等未加入業者^(※)と一次下請契約を締結することを原則禁止します。

(※) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない業者をいいます。

社会保険等の適用が除外される業者は「加入していない業者」に含みません。

内容

<現行（平成27年4月1日から実施）>

元請業者に対し、下請代金総額が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上の工事について、原則として、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止



<改正後>

元請業者に対し、全ての県発注工事において、原則として、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止

適用時期

平成29年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う県発注工事から適用

その他

上記の内容に違反した場合、以下の措置をとります。（従前と同じ）

- ① 元請業者への制裁金の請求
- ② 元請業者に対する指名停止措置
- ③ 工事成績評定の減点

【お問い合わせ先】

土木部土木監理課 契約・建設業グループ
電話：087-832-3506
FAX：087-806-0220